

○岡山県警察会計監査規程

平成16年2月27日

警察訓令第4号

岡山県警察会計監査規程を次のように定める。

岡山県警察会計監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県警察の効率的で適正な会計・経理の保持に資するために行う会計監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の種類)

第2条 監査の種類は、定期監査、随時監査及び特別監査とする。

2 定期監査は、各所属の会計経理に関し、担当職員の事務処理能力の向上及び適正経理の推進を図るため、毎年度1回以上行うものとする。

3 随時監査は、適宜に応じ、各所属の会計経理のうち、特定の事項について行うものとする。

4 特別監査は、特定の所属の会計経理に関し、警察本部長（以下「本部長」という。）が特に必要と認めた場合に行うものとする。

(監査の実施者)

第3条 本部長は、警務部会計課長又は警務部会計監査官のいずれかを指名し、監査を行わせるものとする。ただし、本部長が特に必要があると認めるときは、本部長が指名する職員に監査を行わせることができる。

2 前項の規定による指名を受け監査を行う者（以下「監査実施者」という。）は、監査を行うに当たり、監査補助者を置くことができる。

(監査の実施項目)

第4条 監査は、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）第4条第1号に規定する正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から次に掲げる事項を検証して行うものとする。

- (1) 収入及び支出
- (2) 現金及び有価証券の出納及び保管
- (3) 物品の管理
- (4) 公有財産の管理
- (5) 遺失物の取扱い

(6) その他会計に関し本部長が必要と認める事項

(実施計画の策定及び変更)

第5条 本部長は、定期監査を適正に行うため、次に掲げる事項についての実施計画を毎年度策定するものとする。

- (1) 実施時期
- (2) 対象所属
- (3) 実施項目
- (4) その他必要な事項

2 本部長は、監査を効率的に実施するため特に必要があるとき又は重大突発事案の発生等により監査の実施に支障が生じたときは、実施計画を変更することができる。

(監査実施上の措置と所属長の協力)

第6条 監査実施者は、監査の実施に当たり、所属長に次に掲げる事項を要求することができる。

- (1) 帳簿、書類その他必要な資料の提出
- (2) 金庫（倉庫を含む。以下同じ）及び当該金庫に保管されている物の管理状況の確認
- (3) 所属長又は関係職員の立会い及び説明
- (4) その他適正な会計経理を推進するために必要な措置

2 所属長は、監査の実施に当たっては、その目的が達せられるよう、積極的に協力しなければならない。

(監査結果の報告)

第7条 監査実施者は、定期監査及び随時監査の結果については各所属の会計経理の状況等を取りまとめた上で、特別監査の結果については実施後速やかに、本部長に報告しなければならない。

(公安委員会への報告)

第7条の2 本部長は、毎年度終了後、監査の実施状況を速やかに取りまとめ、毎年4月末日までに岡山県公安委員会に報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、本部長は、特に必要があるときは、速やかに、監査の実施状況を岡山県公安委員会に報告するものとする。

(監査結果の措置)

第8条 本部長は、監査の結果に基づき、是正又は改善のための指示その他必要な措置を講ずるものとする。ただし、軽易な内容の是正又は改善については、監査実施者が直ちに必

要な措置を講ずるものとする。

- 2 是正又は改善の指示を受けた所属長は、本部長に対し書面により、速やかにその措置状況を報告しなければならない（前項のただし書による措置を講じた場合を除く。）。

（所属における内部監査等）

第9条 第2条第1項に規定する監査のほか、所属長は、所属の会計経理に係る内部監査を毎年度1回以上実施しなければならない。

- 2 所属長は、前項の内部監査を行うときは、副署長、次長、課長等に補助させることができるものとする。ただし、当該監査の適正を確保するため、監査の対象となる業務を所掌する部署の者は、補助させることができないものとする。
- 3 所属長は、適正な会計経理の保持に向け、部下職員に対する指導教養に努めなければならない。
- 4 所属長は、定期監査を受けるときは、第1項の内部監査及び前項の指導教養の実施状況について書面により説明を行うものとする。

（その他）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
（岡山県警察事務決裁規程の一部改正）
- 2 岡山県警察事務決裁規程（平成11年岡山県警察訓令第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成16年5月25日警察訓令第18号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
附 則（平成20年9月29日警察訓令第20号）
この訓令は、公布の日から施行する。
附 則（令和3年3月9日警察訓令第4号）
この訓令は、令和3年3月12日から施行する。
附 則（令和8年3月24日警察訓令第12号）
この訓令は、公布の日から施行する。